

東京都庭園美術館ユニークベニユース事業実施要綱

東京都庭園美術館

平成29年4月1日

館長決定

(目的)

第1 この要綱は、歴史的建造物や美術館、博物館等の文化施設等において、ユニークベニユース事業の推進を図るため、東京都庭園美術館（以下、「当館」という。）におけるユニークベニユース事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2 この要綱における「ユニークベニユース事業」とは、民間企業等が当館施設の一部を利用して、企業系会議、報奨・研修旅行、国際会議、展示会、イベント（いわゆる MICE）等を実施し、参加者に特別感を演出することにより、当館の知名度向上、来館者の増加又は東京及び地域の魅力発信につながる事業をいう。特に、重要文化財である旧朝香宮邸の建築的価値と、緑豊かな庭園の魅力を広く伝えることに貢献する事業であることが望ましい。

ただし、当館の主催又は共催による事業は対象事業から除く。

(実施の前提)

第3 「東京都庭園美術館条例」第一条の設置目的を達成するための業務を優先し、館の運営に支障を来さない範囲で対応する。

- 2 館が指定した場所以外での飲食は禁止とする。
- 3 本館、茶室及び門扉等、重要文化財の現状変更はしない。
- 4 展覧会会期中は、展覧会場及び展示品に変更を加えない。

(実施場所)

第4 実施場所は、以下のとおりとする。

- (1) 新館ロビー
- (2) 新館テラス・前庭
- (3) 芝庭
- (4) 日本庭園
- (5) 西洋庭園
- (6) 茶室（重要文化財）
- (7) 本館（重要文化財）
- (8) 新館ギャラリー1
- (9) 新館ギャラリー2

(10) アプローチ・駐車場

(11) カフェ

(12) レストラン

(13) ガーデンテラス

(実施時間)

第5 原則として、年末年始を除く休館日の午前9時から午後9時まで、及び開館日の午後6時30分から午後9時まで（館運営に係るメンテナンスに要する時間を除く。）の間に実施するものとする。ただし、館長が館の運営業務に支障が無いと認めるときは、この限りでない。

(料金)

第6 料金は、別添「東京都庭園美術館ユニークベニュー事業料金表」による。

2 料金は、前納とする。

(料金の不還付)

第7 既納の料金は還付しないものとする。ただし、正当な理由があるときその他特に必要があると認めるときには、その全部又は一部を還付することができる。

(料金の減免)

第8 館長は、特別の理由があると認めるときは、第6に定めた料金を減額し、又は免除することができる。

(申込・承認手続き)

第9 対象事業の実施に当たっては、実施内容等について、実施者から事前に企画書を提出させ、ヒアリングを行うこと。

2 申込は、「東京都庭園美術館ユニークベニュー事業実施申請書」【様式1】によるものとし、原則として当該事業実施日の3箇月前までに、当館に提出するものとする。

3 実施を許可する場合は、「東京都庭園美術館ユニークベニュー事業実施承認書」【様式2】を当館から実施者に交付する。

(不承認)

第10 次の事項のいずれかに該当するときは事業の実施を承認しないものとする。

(1) 東京都暴力団排除条例（平成23年3月18日東京都条例第54号）に定める暴力団関係者による申込又は利用が認められたとき。

(2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の利益になると認めら

れるとき。

- (3) 公序良俗に反すると認められるとき。
- (4) 施設、設備、樹木及び展示品等を損傷する恐れがあると認められるとき。
- (5) 「東京都庭園美術館条例」第一条の設置目的に反すると認められるとき。
- (6) 実施する事業が特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反対する等、政治・宗教活動をするものと認められるとき。
- (7) 実施する事業が専ら物品販売や興行など、営利を主目的としたものであるとき。
- (8) 当館又は関連施設の管理・運営上支障があると認められるとき又は利用者に不都合が生じるおそれがあると認められるとき。
- (9) ユニークベニュー事業の趣旨に沿わないと認められるとき。
- (10) その他、施設管理・運営者としての責任を全うするために当館が不適当と認めるとき。

(実施の条件)

第11 実施に当たっては、善良なる管理者の注意義務をもって行うことに加え、以下の条件を付すものとする。

- (1) 当館職員の指示に従うこと。
- (2) 展覧会の鑑賞を含む場合は、写真撮影可否等の一般ルールに従うこと。
- (3) 施設内に造作及び什器の設置等をする場合は、事前に図面等を提出し、あらかじめ当館の許可を得ること。
- (4) 危険又は不潔な物品、動植物等を持ち込まないこと。
- (5) 火気を使用しないこと。
- (6) 車両の駐車はあらかじめ指定した場所とする。
- (7) 喫煙及び飲食は、所定の場所以外は禁止とする。
- (8) 騒音、怒声を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) 施設、設備、樹木及び展示品等を破損したときは損害を賠償すること。
- (10) ゴミ等は持ち帰ること。
- (11) 事業終了後は、原状復旧を行い、当館職員の確認を受けること。
- (12) 実施の時間及び人数等により、安全を確保する要員を配置すること。
- (13) 火災及び地震等の緊急事態発生時は、当館の管理者の指示に従うこと。

(防災管理上の注意事項)

第12 実施に当たっては、以下の防災管理上の注意事項を遵守すること。

- (1) 消火栓及び消火器等の前に機材を置かないこと。
- (2) 天井等に設置してある、熱感知器・スプリンクラー等の下に、高熱を発する照明機材等を置かないこと。

- (3) 防火戸や防火扉を常時開放としないこと。また、消防設備の作動障害となる物品設置を行わないこと。
- (4) 常に、避難路を確保し、通路等を機材でふさがないこと。
- (5) 万が一、火災や事故などが発生した場合は、直ちに中央警備室（防災センター）に連絡をとり、防災活動や救護活動に協力すること。
- (6) 実施者の責めによる火災や事故等により、施設や備品の破損又は人的な損傷等被害が発生した場合は、全て賠償責任を負うこと。

（実施の中止）

第13 館長は、実施者が第11及び第12に定めた事項を遵守しない場合又は実施内容が申請と異なる場合には、中止を命じ、以後もその者に対して実施を禁じることができる。

（その他）

第14 この要綱に定めのない事項は別途定める。

附則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

東京都庭園美術館ユニークベニュー事業料金表

区分	単位	料金（税別）
新館ロビー 新館ギャラリー1、2 新館テラス・前庭 本館（重要文化財） 茶室（重要文化財） 芝庭 日本庭園 西洋庭園 ガーデンテラス アプローチ・駐車場	1 日	2,000,000 円
カフェ	貸切料金（注）	
レストラン	貸切料金（注）	

注）重要文化財（本館・茶室）及び新館ギャラリー1の利用は観覧のみとする。

注）貸切料金は、カフェ・レストラン運営事業者が定めるものとする。